

# きほく倶楽部会則

(名称)

第1条 この会は、きほく倶楽部（以下「本会」という。）と称します。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、三重県北牟婁郡紀北町東長島 2410-73  
紀北町観光サービスセンター内一般社団法人紀北町観光協会に置きます。

(目的)

第3条 本会は、紀北町の生活や自然・食・歴史文化・イベント情報などを発信して、紀北町の知名度向上を図るとともに、滞在・体験型観光等の拡大と地域振興を図り、紀北町を元気にすることを目的とします。

(会員の資格)

第4条 紀北町外の人で、紀北町に関心と興味を持ち、町のファンになってくれる人であれば誰でも会員となることができます。

(運営・管理)

第5条 本会は、一般社団法人紀北町観光協会（以下「観光協会」という。）が、その運営・管理を行います。

(会費)

第6条 入会費、年会費は無料とします。

(会員の特典)

第7条 本会員の特典は、次に掲げる事項とします。

- (1) 協力店舗では、会員の方の飲食やお買い物、また宿泊等の際に各種のサービスが受けられます。
- (2) 旬の味やおすすめ観光スポットなどの情報を発信します。
- (3) 会員交流イベントに参加していただけます。

(会員証)

第8条 会員には、「きほく倶楽部会員証」（以下「会員証」という。）を発行します。

(会員資格の有効期限)

第9条 会員資格の有効期限はありません。ただし、観光協会が当サービスの提供を終了した場合は、当サービス終了の時をもって会員資格が失効するものとします。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

(退会)

第11条 次に該当することになった場合、会員は退会するものとします。

- (1) 会員より退会の申し出があった場合。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(損害補償)

第12条 事務局は本会の運営に関して生じた会員の損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、また一切の損害を補償する義務がないものとします。

(会員名簿)

第13条 本会の会員名簿は本事業の運営目的以外には使用しないものとします。

(会則の改正等)

第14条 事務局は本会の運営上不都合が生じた場合は、会則を改正することができるものとします。

附則

この会則は平成23年4月1日から施行します。

附則

この会則は平成27年4月1日から施行します。

附則

この会則は令和2年6月8日から施行します。